

販売パートナーの義務

- 1 加盟申込みがあった顧客のPaid利用を見合わせさせていただく場合がございます。販売パートナーはその旨を了承し、顧客に対して事前に説明をお願いします。(第4条)

禁止行為

- 2 事前の承諾なく、Paidサービスに関する説明資料を独自に作成または編集を行い、顧客にPaidサービスを案内することはご遠慮ください。(第6条)

紹介手数料の支払対象

- 3 紹介手数料は、下記すべてに該当する場合にのみ発生するものとします。(第8条)
 - ・顧客へのヒアリング等により販売パートナーからの紹介が明確であること
 - ・顧客の申込みが、販売パートナーから当社が紹介を受けた日から6ヵ月以内であること
 - ・当社および当社の提携先の顧客に該当しないこと
 - ・他の販売パートナーから先に紹介を受けていないこと

紹介手数料の支払期間

- 4 顧客のPaid利用にかかる保証料が発生した初回月から1年間お支払いします。返金処理が発生した場合、返金額はPaid利用金額には含まれません。(第8条)

手数料の支払方法

- 5 当社からの報告に基づき、毎月初10営業日以内に紹介手数料の請求書をご発行ください。当月末までに販売パートナー指定の口座に振り込みいたします。(第9条)

再委託の禁止

- 6 当社による事前の承諾を得ることなく、販売パートナーとしての業務の一部または全部を第3者に委託することはご遠慮ください。(第13条)

有効期間

- 7 契約期間内の紹介手数料の合計金額が10万円未満の場合、契約更新を見送らせていただく場合があります。(第15条)